

前橋市女性活躍のためのキャリアデザイン事業に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市女性活躍のためのキャリアデザイン事業委託業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

近年、女性活躍推進法やSDGsの流れの中で、多くの企業が女性管理職の登用を進めています。しかし現実には、結婚・出産・健康課題などを理由にキャリアを中断・離職するケースがあり、企業にとっても大きな人材的・経済的損失となっています。

本市においても、女性の就業率は25～34歳が87.8%と一番高く全国を上回っていますが、キャリアを積んだ35～44歳の有業率をみると全国を下回っており、ややM字カーブの傾向がみられます。加えて、管理職に占める女性の割合は15.8%と依然として低水準であることから、本事業を通じた早期段階でのキャリア意識の形成により、正規雇用への就労意欲を高め、将来的な女性管理職の育成基盤を構築することを目的として事業公募を行います。

2 業務内容

(1) 業務名 前橋市女性活躍のためのキャリアデザイン事業委託業務

(2) 業務内容

スクール形式のセミナーを開催し、市内で活躍する多様なロールモデルとの交流や企業設立の疑似体験を通して早期段階でのキャリア形成意識を高めることで、女性の管理職の登用促進を図る。

① 開催形式

基本的には対面形式で互いに触発し合える環境を醸成すること。なお、一部はオンラインでの開催も可とする。

② 対象者

前橋市内の事業者に勤務する若年女性（およそ20代～30代を想定）/15名程度

③ 開催内容

講座は全5回、原則対面形式とし、最終回では自社の経営者や人事役員が同席する卒業プレゼンテーションを実施すること。講座の内容は、「前橋には魅力的なキャリアがある」という認識を醸成し、早期段階でのキャリア意識を形成し、キャリアの継続や就労意欲を高め、将来的な女性管理職の育成基盤を醸成するものとする。以下に具体例を例示する。

(例)

第1回 開講式

- ・ チーム力を高めるコミュニケーション
- ・ 多様性におけるマネジャーとしてのコミュニケーション

第2回 視座を高める

- ・ 普段と異なるポジションを体感！疑似企業設立ゲーム

第3回 財務リテラシー（基礎）

- ・ 企業財務への感度と関心を高める

第4回 キャリアプランとSRHR

- ・ 経験者（ロールモデル）に聞く、キャリア・プライベート・健康

第5回 修了式

- ・ 卒業プレゼンテーション（各企業オーナー・人事役員の同席）

④ 開催規模

全5回（各回13:30～17:00） / 各回15名程度

⑤ 開催時期

令和8年8月～令和9年1月（予定）

事業の実施にあたっては、以下の日程以外で調整願います。

9月2日、9月16日、10月6日・7日・21日、11月6日・18日

⑥ アンケート

講座実施に際し、事前と事後にアンケートを実施・集計すること。内容については産業政策課と協議の上決定すること。

⑥ 広報及び参加申込受付

対象者へ効果的に事業が伝わるよう事業周知の広告作成やSNSによる広報を行うとともに、参加申込受付・管理を行うこと。

⑦ 実績報告

講座実施後には、都度、報告書（任意書式）を作成し、市に提出すること。

(3) 経費

本事業の対象とする経費は、人件費、旅費、会場費、謝金、印刷製本費など、委託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要なものとする。ただし、本事業に係る消耗品（税込10,000円まで）は市が準備することとします。

(4) 成果報告

事業完了後、事業完了報告書を作成し、委託業務で使用した資料等と共に市へ提出する。

① 事業完了報告書（紙及び電子データによる納品）

② 委託業務で使用した資料等（同上）

3 予算額

金1,089,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

契約締結時から令和9年3月19日まで

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 令和8・9年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けていること。または、法人税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去に女性管理職登用促進事業委託業務及びそれに類する業務を国又は地方公共団体等から受注した契約実績があること。

6 スケジュール

プロポーザル実施要領の公表	令和8年5月11日（月）
質問受付	令和8年5月11日（月）～5月22日（金）17時まで ※5月29日（金）までに随時回答
提出書類受付期間	令和8年5月29日（金）～6月5日（金）17時必着
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年6月19日（金）予定
審査結果通知書の発送	令和8年6月26日（金）予定
契約締結、業務開始	令和8年6月下旬予定

7 質問受付及び回答

本実施要領の内容等について疑義を生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、次の方法で提出してください。

質問受付期間	令和8年5月11日（月）から5月22日（金）まで
質問様式	様式3
提出方法	電子メールで提出してください。 電子メール：kougyou@city.maebashi.gunma.jp
回答方法	令和8年5月29日（金）までに随時、前橋市HPに掲載します。
留意事項	・件名は「女性活躍のためのキャリアデザイン事業プロポーザルに関する質問」としてください。 ・定められた様式以外での質問は行わないでください。

- ・電子メール以外での質問は行わないでください。
- ・説明会は実施しません。
- ・事業者名は公表しません。

8 応募の手続等

「5 応募資格」を全て満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書等を提出してください。

(1) 応募申込について

- ① 受付期間 令和8年5月29日(金)から6月5日(金)午後5時まで(必着)
- ② 提出方法 持参又は郵送(一般書留・簡易書留)

(2) 提出書類について

- ① 応募申請書(様式1) … 1部
- ② 業務実施体制申告書(様式2) … 5部
- ③ 企画提案書… 5部

※提案内容の様式は自由とします。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折り込みをすること。

※審査は事業者名を伏せて実施しますので、提案書内には事業者名等の特定でき得る情報は入れないでください。なお、該当する情報が見受けられた場合は、審査前に市で黒塗り等の対応をすることがあります。

- ④ 見積書(任意様式) … 5部

※宛名は「前橋市長 小川 晶」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。

【入札参加資格のない者】

- ⑤ 法人登記簿謄本(3ヵ月以内に発行されたもの。コピー可) … 1部
- ⑥ 直近の収支決算書(1期分) … 1部
- ⑦ 納税証明書…各1部
 - ・国税「その3の3」様式(法人税、消費税及び地方消費税)
 - ・本社所在地の完納証明書

(3) 企画提案書(任意様式)の記載内容

① 事業内容

- ア 今回の事業に関する基本的な考え方
- イ 事業実施のスケジュール
- ウ スクールの開催内容
- エ スクールの開催方法
- オ 参加者の募集方法

- ② その他、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独

自の追加提案等があれば自由に記載してください。

(4) 提出書類の取扱い

① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用する、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 日 時

令和8年6月19日（金）予定

※提出された書類に基づくプレゼンテーション・質疑により候補者を選出します。

※各事業者15分のプレゼンテーション、10分の質疑応答を予定します。

※応募申請書等に記載の連絡先にメール又は電話で、実施場所及び予定時刻をお伝えします。なお、予定時刻に遅れた場合は、遅れた時間を持ち時間から除くこととします。

※説明者は1社2人までとします。

※プレゼンテーションを実施していただく際は、資料や名札等で参加事業者名が特定されないような配慮をお願いします。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、外部委員等で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(3) 選定基準

提案事業については、概ね以下の選定基準に基づき審査します。

① 実現性・実行体制

ア 事業実施のスケジュールに妥当性があるか

イ 市担当課と十分な連携・意思疎通を図りながら事業を遂行できる体制がとられているか

② 企画力

- ア 本実施要領で提示した業務内容を理解するとともに、ターゲットを捉えた独自性のある企画提案となっているか。
- イ 開催内容は早期段階でのキャリア形成の意識付け及び将来的な女性管理職育成につながる構成となっており、内容が実現性の高いものとなっているか。
- ウ 講義形式に偏らず、疑似体験、ワーク、対話等を取り入れるなど、受講者が主体的に捉え、行動変容につながる学習手法が工夫されているか。
- エ 卒業プレゼンテーション等を通じて、受講者が講義の中で学んだ内容やキャリアビジョンを整理、言語化し、今後の行動に繋げることが出来る仕掛けが盛り込まれているか。

③ 費用対効果・効率性

- ア 見積金額に妥当性があるか。
- イ 参加者募集に係る広報は効果的なものか。
- ウ 委託費用に対するセミナーの規模・周知方法などは、効果・効率性及びコストパフォーマンスが高いものであるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・資格要件を欠くもの
- ・提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
- ・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・その他選定に係る不正行為があったもの

(4) 選定結果の通知及び公表

令和8年6月26日（金）予定

選定結果は、全ての応募者に文書により通知します。また、前橋市ホームページにおいて公表します。

10 契約

- (1) 優先交渉権者の企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関する全ての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 本業務に係る入札保証金、契約保証金の扱いはありません。
- (5) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。

11 その他

実施要領に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、前橋市との協議により決定するものとします。

12 別添資料等

- (1) 応募申請書（様式1）
- (2) 業務実施体制申告書（様式2）
- (3) 質問書（様式3）
- (4) 辞退届（様式4）

13 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 産業経済部 産業政策課 雇用促進係

担当 近藤、矢村

電話番号 027-898-6985

Email kougyou@city.maebashi.gunma.jp